

■第15回ミャンマー法整備支援本邦研修を実施しました。

平成31年3月4日（月）から同月15日（金）までの間、法務省赤れんが棟などにおいて、「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」第15回本邦研修を実施しました。

ミャンマーに対する法整備支援プロジェクトは、ミャンマーにおける法の支配及び民主主義の確立、持続的な経済成長を促進することを目的として、法務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）が、ミャンマー連邦最高裁判所及び連邦法務長官府とともに実施しています。

ミャンマーでは、現在、日本でいうところの国家賠償法や行政手続法、行政事件訴訟法に該当する成文法は存在せず、行政機関によって国民の権利侵害がなされた場合の法的救済手段が不明確であることや、民事執行に要する期間が長いなどの問題を抱えています。

また、経済発展中のミャンマーにおいては、国が当事者となる契約等が複雑化しており、幅広い分野で標準的な契約約款の導入等によって事前に紛争を予防するニーズが高まっています。

そこで、今回の研修は、ミャンマー連邦最高裁判所職員7名及び連邦法務長官府職員7名並びに連邦議会議員2名の合計16名を研修員として日本に迎え、法的紛争の予防及び解決と国の関与をテーマとした研修を実施しました。



【研修員と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、法務省訟務局の組織と役割、国際的な法的紛争の予防及び解決に対する国の取組、国家賠償法制の概要、イギリスにおける国の違法行為に対する救済に関する講義や、国際的な調達契約におけるルールや国によって標準化された契約類型に関する講義、民事執行法の概要やその改正に関する講義などを実施したほか、東京法務局、衆議院法制局、司法研修所、民事執行センターなどを訪問しました。



【東洋大学 峰尾美也子教授による講義風景】



【南山大学 榊原秀訓教授による講義風景】



【神戸大学 角松生史教授による講義風景】



【アンダーソン・毛利・友常法律事務所 赤羽貴弁護士による講義風景】



【修了式後の記念撮影】

研修員からは、「国の違法行為に対する救済と国の役割について理解できた。」，

「強制執行の過程について学ぶことができ、ミャンマーの強制執行に取り入れることができる。」などといった感想が聞かれ、本研修の内容が今後のミャンマーにとって大いに参考になったという意見が多く聞かれました。また、研修の終盤には、日比谷公園の桜も開花しはじめ、日本文化にもたくさん触れることができました。

本研修に多大なる御協力いただいた講師の方々を始め、関係機関の皆様に、心より感謝申し上げます。